

目 次

序 章	1
第1節 本書の目的	4
第2節 検討の対象	6
第3節 分析軸	7
第4節 積極的職権行使	9
第5節 独立性	12
第6節 比較対象国	15

第1編 日 本

序——本編の目的	21
第1章 社会保障法領域における不服審査——概説	22
第1節 検討対象とする制度	22
第2節 不服審査	23
第3節 社会保障法領域における不服審査の特殊性	25
第2章 社会保険領域の不服審査	26
第1節 国民年金法・厚生年金保険法・健康保険法について	26
第2節 国民健康保険法	40
第3節 小 括	46
第3章 公的扶助領域の不服審査	51
第1節 沿革——公的扶助領域の不服審査制度	51
第2節 現行・生活保護法における不服審査	55

第3節 小 括	58
第4章 第1編の小括	61
第1節 類型化	61
第2節 考 察	62
第3節 ま と め	64

第2編 イギリス

序——歴史研究の前提	67
第1章 イギリスにおける現行の権利救済制度	69
第1節 現行の審判所制度の概観——上訴	69
第2節 司法審査	77
第3節 イギリス審判所制度における積極的職権行使	81
第4節 第1章の小括——審判所・上訴・司法審査・積極的職権行使	83
第2章 審判所の誕生と定着	
——黎明期からベヴァリジ報告書まで（1897～1942年）	85
第1節 先史——近代的審判所制度の発生前	85
第2節 近代的審判所の誕生——1911年国民保険法	88
第3節 拋出制の寡婦・孤児・老齡年金	99
第4節 失業扶助の誕生	103
第5節 老齡扶助	111
第6節 ベヴァリジ報告書	112
第7節 第2章の小括——審判所の誕生と分野ごとの発展	115
第3章 「準司法的」審判所と積極的職権行使の誕生	
——フランクス報告書の時期（1945～1958年）	119
第1節 1945年家族手当法	119

第2節	1946年国民保険法	122
第3節	1946年国民保険（労働災害）法	127
第4節	1946年国民保健サービス法	135
第5節	1948年国民扶助法	136
第6節	1957年のフランクス報告書——司法的性格への言及	141
第7節	裁判例——積極的職権行使の誕生	149
第8節	第3章の小括——審判所の類型化・積極的職権行使	154
第4章	社会保険領域と公的扶助領域の審判所の統合 ——ベル報告書の時期（1958～1983年）	155
第1節	フランクス報告書を受けての制度改正	155
第2節	「準司法的」機関と自然的正義 ——ジョーンズ事件・ムーア事件	161
第3節	社会保険領域における審判所の統合（1966年）	164
第4節	国民扶助から補足給付へ——公的扶助の変容（1966年）	167
第5節	ベル報告書（1975年）	173
第6節	補足給付制度の「規則」化と審判所制度	176
第7節	社会保険領域と公的扶助領域の審判所の統合、統制機関 （1983年）	181
第8節	第4章の小括——審判所の統合・司法への近接化	187
第5章	独立性の進展と、積極的職権行使の危機 ——1998年社会保障法まで（1986～1998年）	189
第1節	1986年の公的扶助実体法改革と権利救済制度への影響	189
第2節	審判所の積極的職権行使と代理人の関係についての 研究の進展	197
第3節	1991年・独立審判所サービス	202
第4節	審判所にかかる規則改正——1996年	204
第5節	積極的職権行使に関する法解釈上の問題 ——1998年社会保障法	207
第6節	第5章の小括——代理人の研究、審判所に対する財政の影響	217
第6章	「司法」審判所と、積極的職権行使の法理の 確立——レガット報告書以降（2001年～現在）	218
第1節	レガット報告書とそれを取り巻く状況	218

第2節	白書	229
第3節	カー事件	231
第4節	モンガン事件・北アイルランド控訴院判決	232
第5節	フーパー事件	237
第6節	積極的職権行使の限界	242
第7節	積極的職権行使の実態——援助的機能の達成	242
第8節	第6章の小括 ——完全な独立性と援助的・積極的職権行使の確立	245
第7章	第2編の小括	246
第1節	審判所制度の展開	246
第2節	独立性と積極的職権行使	267

第3編 日本法への示唆

序		285
第1章	各論点についての検討	286
第1節	行政権と司法権	286
第2節	権利救済機関と実体法との関係	288
第3節	権利救済機関のメンバーとしての利益代表	289
第4節	審理主宰者の資格	291
第5節	書面審理と口頭審理	293
第6節	権利救済機関の審理と代理人の関係	294
第7節	社会保障法領域の権利救済機関の独自性	296
第2章	独立性と積極的職権行使——分析	298
第1節	独立性	298
第2節	積極的職権行使	299
第3節	独立性と積極的職権行使の相関関係	300

第 3 章	独立性と積極的職権行使——比較法的示唆……………	303
第 1 節	示唆を得る際の基本的な視点	303
第 2 節	現行制度を前提として	305
第 3 節	独立性の向上を前提として	306
第 4 節	社会保障の権利救済——どちらが望ましいか？	314
終 章	……………	316
謝 辞		
索 引		